

脱炭素社会の実現に向けた連携に関する協定書

橿原市（以下「甲」という。）と大和信用金庫（以下「乙」という。）は、脱炭素社会の実現に向けた連携について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が脱炭素社会に向けた意識醸成等について、相互に連携を図ることにより、橿原市域における脱炭素社会の実現等に貢献することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について連携し協力するものとする。

- （1）脱炭素社会に向けた意識醸成に関すること。
- （2）家庭における次世代自動車、太陽光発電設備及び蓄電池等の普及に関すること。
- （3）中小企業における脱炭素経営の促進及び支援に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な取り組みに関すること。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1カ月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による解約の申し出がないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は同一内容で更新されるものとし、その後も同様とする。

（協定の変更及び解約）

第4条 甲又は乙が、本協定の変更又は解約を申し出たときは、甲乙協議の上、変更又は解約を行うことができるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施において、相手方から知り得た情報について、第三者に開示又は漏えいしてはならず、また、他の目的に使用してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- （1）相手方から情報を受領した時点で、既に公知となっているもの。
- （2）相手方から情報を受領した後、情報を受領した当事者の責めによらずに公知となったもの。
- （3）相手方から情報を受領した時点で、既に情報を受領した当事者が保有していたもの。

（4）法令に基づき、正当な権限を有する公的機関から開示要求されたもの。

2 甲及び乙は、本協定が解約された後も、前項に定める守秘義務を負う。

（法令の遵守）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を遂行するにあたっては、関連する法令等を遵守するものとする。

（疑義の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印又は署名の上、各自その1通を保有する。

令和5年10月2日

甲 奈良県橿原市八木町1丁目1番18号

橿原市

橿原市長

亀田忠孝

乙 奈良県桜井市大字桜井281番地の11

大和信用金庫

理事長

中村正徳